

【子育て支援の必要性の判定にあたって】

・改訂第9版で定義した「子育て支援の必要性の判定」は、健診に受診した子どもとその親・家庭に対して何らかの支援の必要性があると気づいた時、その支援の「実現性を加味」して判定するとの考え方が基本です。支援の実現性は、その地域で利用できる「支援策や施設・資源の充足度」と、家族を支援策の利用につなげる「支援者のスキル」の両者に左右される可能性があります。

・親・家庭の要因で子育て支援が必要と判定した頻度は、43市町間で違いが認められました(図6)。保健機関継続支援と他機関連携支援の頻度の違いには、前述の「支援策や施設・資源の充足度」の影響が考えられます。各市町村の保健機関継続支援と他機関連携支援の方法は表5のようにまとめることができます。健診後のカンファレンスではこうした一定の基準に合致しているかどうか、スタッフ間での情報共有が必要です。

・従来の保育・家庭環境の分類では要因の有無が問題でしたので、偏食や甘いおやつ

などの問診でひとつでも望ましくない回答があった場合に計上対象となっていました。新しい区分ではその要因のために子育てや発達への支援が必要かどうか注目して判定します。要因があっても支援の必要性がない場合には計上する必要はありません。

・「支援者のスキル」は支援策と異なり定量化やマニュアル化は困難です。現場では、親の意欲や関心、支援者との関係、来所の可能性、家庭訪問の同意、他の母子保健事業や他機関活用状況、家族や近隣との関係など多くの要素を加味しながら判断していると考えられますが、こうした現場裁量で行っている判定やそもそもどこまでを支援の対象とすべきかの評価には、保育・教育・福祉部門と連携して子育て状況を経時的に把握するフォローアップシステムが必要です。マニュアルの次のステップとして取り組むべき課題です。

(あいち小児保健医療総合センター 山崎嘉久)

図6 子育て支援の必要性「親・家庭の要因」の市町比較(3歳児)

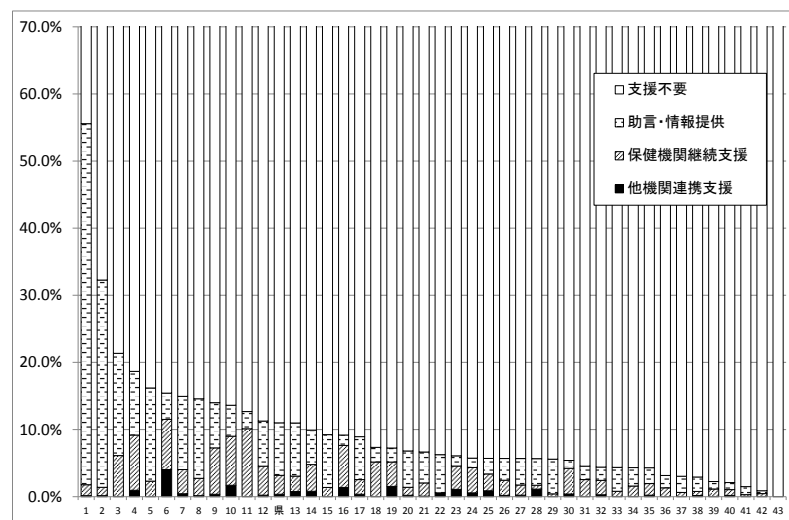


表5 支援の必要性の判定に関する整理

親家庭の要因	
支援の必要性なし	子育て支援を必要とする要因を認めない。
助言・情報提供	助言・情報提供で親の行動が変わる見込みがある。 (従来の保育家庭環境分類とは違い、要因は認めるが支援の対象とはならない(追跡しない)ケースは計上対象外)
保健機関継続支援	保健機関での支援方法・事業 例) 家庭訪問、電話相談、来所を求めている相談、 例) 母子保健事業の利用: □□□□教室、□□□□歳児歯科健診、□□□□健康相談、フッ素塗布時面接、予防接種手続き時……
他機関連携支援	その他の支援方法 連携する機関 例) ○○病院、○○療育センター、児童家庭相談窓口、要保護対策地域協議会、保育園、福祉課・サービス事業 その他のケースにより必要な他機関(他市町村など)

情報の還元 ～江南保健所の取組～

乳幼児健診の受診率は90%から100%であり、ほぼ全数に近いデータが集まる健診は他にはあまりありません。母子保健法が一部改正され保健所が住民へ直接的支援をすることが少なくなる平成25年度からは、保健所に集約され活用できる情報として今まで以上に貴重なものとなってきます。母子保健課題を市町村と共有し連携できる1つのツールだと思います。



その貴重なデータを管内の情報として、地区の状況を踏まえた健診結果の傾向、県や類似市町村との比較などを取り入れて、評価・分析し「江南保健所母子保健ニュース」として管内市町村や、医師会、周産期関係機関などに情報を還元してきました。

今までは、集計した「数」を、健診の精度管理、地域の偏りから大まかな健康課題の発見に活用ができました。しかし、保健所の母子保健ニュースとして市町村に還元する際に、課題の投げかけはできるものの集積した「数」だけでは対応策の提示が難しく感じました。

今回の報告データからは1人1人の「個」が見えるようになりました。報告された「個」を見て「数」の意味を関連づけて吟味し、そこから「地域」の課題の分析、具体的な地域実態や特性などを明確にすることができるのではと思います。

また、健診の「個」のデータを他の保健事業から拾える情報と合わせて、事業評価をすることも可能になると思います。例えば、妊娠届出書の母親の喫煙や精神状態、育児支援者等と出産後の育児状態を、関連づけて分析してみると、妊娠届出時の重点を置くべき指導や観察ポイントが見えてくるのではないかと思います。加えて、今回の集計では「健やか親子21計画」の指標の参考ともなるデータがあり、保健所は計画の見直しの根拠資料として市町村に提示できます。

こうした分析をする場合には、集計・分析した「数」データに健診や保健サービスの現状を加味していかなければ誤った分析となる可能性があるため、市町村保健師さんとの情報交換や健診実態、地域実態の検討が不可欠となり、連携強化が重要になってくると思います。

市町村と保健所で協働し、最終的には住民の健康づくりに還元できていけばと思います。

更に保健所と市町村だけの対応ではなく、保健所で行っている周産期関係機関連携会議、地域病院との母子連絡会議など関係者が集まる場での具体的な話題提供や、地域の課題を広く周知していくことで、関係機関全体で課題に取り組んでいくことができるのではと思っています。

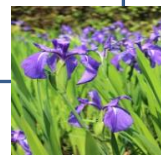
大きな事を書いてはみましたが、データをいかに分析し、伝えたいものをどのように伝えるのか、どう見てもらうか、媒体作成に四苦八苦の現状で、保健所が評価・分析の重責を担えるのか心配もあります。しかし、市町村の方から、忙しい業務の中で入力した貴重なデータを報告していただいているので、有効な活用ができるようにしたいと思います。

(愛知県江南保健所 保健師 服部明子)





知立市における母子健康診査マニュアルの利活用について ～地区健康推進員活動に活かす試み～



はじめに

当市は、新たな地域づくり活動として平成 21 年度に健康推進員制度を発足し、地域に根をおろした健康づくり活動を推進しています。平成 24 年度は、20 地区の健康推進員が地区の健康づくり活動を行いました。健康推進員活動は成人が対象になりがちですが、「受け持ち地区の子どもの特徴や健康の様子を知りたい」「コミュニティを基盤とした子育て支援が大切」という意見が出るようになりました。そこで、平成 23 年度より改訂となった乳幼児健診情報の一部を地区別に集計し、健康推進員活動に活用しましたので報告いたします。

取り組み

「虫歯の多い地区はあるのかな?」「子どもの多い町はどこだろう?」といった疑問を出しあい、抽出すべき項目を選択し、健康推進員事業担当保健師が中心になって、データを地区別に集計しました。出生率のほか、知立ともだち 21 計画や食育計画でも取り組んでおり、係の改善目標でもある虫歯のある 3 歳児の割合、妊婦や家族の喫煙の割合、肥満のデータを活用することにしました。

大変だったこと

- ・市内の地区が細かく、地区別のデータに分ける作業に時間がかかった。
- ・抽出項目が多く、大変だった。

よかったこと、感想など

・他の地区と比較することで、受け持ち地区の特徴、傾向がわかりやすくなった。一方で、各町の単位だと母数が少なく個人が特定できてしまうような値もあったため、町単位の数値の読み取りには注意が必要である。

- ・健康推進員から「自分の地区はこんなに高いんだね」という感想をも

新 ● 地区



こんや町です

★数字からみた町の特徴

新や町は、知立市の中心部に位置しています。町内会活動が盛んでありますが、古くから住んでいる人と新しく引っ越してきた人との差があるようです。まつりの中心部にあたり、小さい頃から練習していることも、将来的に体育委員や配管などの役員となり地区活動に結びついており、地域の結びつきを強くしています。

指標	町 (%)	市全体 (%)	
人口構成割合	15歳未満	13.4	
	15歳～64歳	67.3	
	65歳以上	28.6	
出生の割合	7.1		
特定児童診査受診率	31.9	34.7	
運動不足だと思う人の割合	40～64歳	81.6	76.8
	65歳以上	61.5	53.6
肥満者の割合	3歳児	5.3	6.9
	40～64歳	25.3	25.5
	65歳以上	24.4	22.7
虫歯のある幼児の割合	3歳	12.8	15.4
	乳幼児の7ヶ歯脱落率	1.6歳	35.1
妊婦中の喫煙率	3歳	62.5	63.1
	妊婦中の喫煙率	15.3	15.4
	乳幼児の家庭の喫煙率	3.4ヶ月	56.7
	1.6歳	35.4	64.9
	3歳	31.9	42.2

★平成 24 年度 年間テーマ 「家族で食育」

らい、地区の現状を少しでも理解してもらえたことがよかった。

・保健師として地区を担当していて、なんとなく（これ、健康課題かな・・・？この地区に多いのかな・・・？）と感じていたことが、数値で示されたことで確信になったのでよかった。

・子どもの頃から歯の健康の必要性を伝えていく必要があると思った。

・情報化時代だが、自分の住む地域の健康情報は意外に知らないかもしれないと思った。

こういった身近な情報を伝える事も大切と思った。

今後に向けて

・集計作業に時間がかかり負担が大きいのでその工夫を考える必要がある。

・項目によっては、町単位でなく学区単位でデータを抽出したほうがよいものがあると思うので、見直していきたい。

・経年的にデータを蓄積することで、長い目で地区の健康データを追跡し改善できるよう続けていきたい。

・乳幼児健診情報には子どもの生活習慣のほか、育児中の母の精神状態についての項目もある。地域での子育て支援に活用できるよう検討していきたい。

まとめ

子どもがよい生活習慣を獲得するためには、毎日の生活の積み重ねが影響します。健康推進員の行った地域における食育活動が、子どもの生活習慣予防や子育て支援に必要であり、役立っている事が、データを示す事でより一層認識されたのではないかと思います。地区のよい点を伝えて伸ばしていけるよう心がけるとともに健康課題と思われる点については、保健師も意識的に取り組んで、行政と住民がお互いに協働しながら地域住民の健康レベルアップに取り組んでいきたいと思えます。

（知立市保険健康部健康増進課 保健師 栢石千穂）

津島市における食育キャラクターを使用した食育活動

平成 23 年度から繋がる食育活動を目指し、食育キャラクター「食まるファイブ」を使用して食育活動を行っている。

① 児童課栄養士と連携した食育活動

6 月の食育月間に児童課栄養士と市内 11 保育園で、紙芝居クイズ・寸劇などを取り入れた食育活動を行っている。年少児には多少難しい場合もあるが、年長児の反応を見ることや毎年継続して実施することにより、理解力が増すと考える。また、寸劇では各保育園の保育士に協力してもらい、野菜サラダ・卵・果物・牛乳を実際に食べる事により、児童の心に残る活動となると感じている。



② 市職員による食育劇団

平成 23 年度「健康まつり」で、食育推進対策部会の職員と公募した市職員で劇団を結成し、「メタボ将軍をやっつける」の上演をした。



③ 食生活改善推進員と連携した食育活動

食生活改善推進員の皆さんが行っている幼稚園での食育活動を、23 年度から食まるファイブを取り入れた内容に変更し、24 年度は公立 3 保育園への食育活動も実施した。ゲーム形式で、自分で食品の仲間わけを体験させ、考える時間を作った。



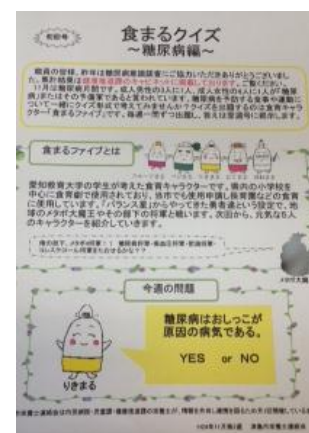
④ 小中学校での思春期事業

小中学校を対象にした思春期事業で小学 3 年生を対象に、キャラクターを使用した「早寝早起き朝ごはん」の授業を、希望する小学校に出向き実施した。バイキングカードを使用したグループワークや、自分の食事の記録から、食事のバランスについて学んだ。



⑤ 食まるクイズの掲示

病院・児童課・健康推進課に配属された栄養士の連絡会を月 1 回開催し、糖尿病予防についてのクイズを作成し、「食まるクイズ」として、市役所トイレに毎週掲示した。次週に回答と次の問題を掲示し、市職員・市民へ糖尿病予防の啓発を行った。今後広報紙に掲載予定である。



⑥ その他

広報紙のコラム、健康まつり、栄養講座等講座資料にキャラクターを使用したり、幼児健診時にキャラクターのぬいぐるみを使用して好き嫌いしないよう声かけをしている。

繋がる食育で、市民がバランスよく適量摂取ができるようになるのが目標であるが、22年度実施の健康日本21津島市計画中間評価と24年度実施の糖尿病予防のアンケートの食に関する項目からは、結果が出ていない。しかし、窓口カウンターに飾ってある食まるファイブのぬいぐるみを見て、子どもが「食まるファイブだ」と話しかけたり、小学校で、「保育園の兄弟に食まるファイブの話聞いて知っている」という声を聞くと、嬉しく啓発の効果が少しずつ出ていると感じる。

これからも、子どもから大人まで同じキャラクターを使用し繋がる食育をめざし、市民が健康で楽しく食事ができる環境づくりのお手伝いをしていきたい。

(津島市健康福祉部健康推進課 管理栄養士 佐藤知子)



平成 24 年度愛知県母子健康診査等専門委員会委員（五十音順・敬称略）

氏 名	所 属（職 種）
井川紀世香	豊橋市健康部保健所こども保健課（保健師）
市川智子	津島保健所健康支援課（管理栄養士）
植山久美	みよし市健康福祉部福祉課（歯科衛生士）
小塚恵子	東海市市民福祉部健康福祉課（保健師）
千賀典子	蒲郡市市民福祉部健康推進課（管理栄養士）
瀧澤元美	豊橋市健康部保健所こども保健課（歯科衛生士）
高石亜有子	岡崎市保健部健康増進課（保健師）
富田弘子	春日井保健所健康支援課（歯科衛生士）
拮石千穂	知立市保険健康部健康増進課（保健師）
服部明子	江南保健所健康支援課（保健師）
森下友江	知多保健所健康支援課（保健師）
山崎嘉久	あいち小児保健医療総合センター（医師）
◎若杉英志	新城保健所（医師）

◎は委員長

編集後記

今回は、平成 23 年 3 月の母子保健健診マニュアル改訂後の初めてのニュース発行となりました。これまで以上に多くの情報・データを把握することができたと感じています。この貴重な情報を、どう生かしていくのか……。保健所においては、管内市町の情報として、分析・評価いただき、市町村に還元していただきたいと思えます。

平成 25 年度より、県保健所、政令市、中核市で実施されてきた低体重児の届出、未熟児訪問指導、養育医療給付の事務が全て市町村に移譲されます。市町村に母子保健事業が一元化されるメリットを生かし、地域における母子保健活動が効果的に展開されますよう期待します。

編 集：愛知県母子健康診査等専門委員会

事務局：愛知県健康福祉部児童家庭課母子保健グループ (TEL052-954-6283)

愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課生活習慣病対策グループ (TEL052-954-6269)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

あいち小児保健医療総合センター保健センター保健室 (TEL0562-43-0500)

〒474-8710 大府市森岡町尾坂田 1 番 2 号